

下水道の受益者負担金制度

1. 受益者分担金とは

下水道の施設は、道路や河川のように一般の公共施設とちがって、整備することによって利用できる地域の人々が限られてきます。すなわち下水道の整備によって、その地域は便所が水洗化され、その他の汚水も衛生的に排除されるなど、下水道未整備地域に比べて生活環境は著しく快適なものとなります。

また、下水道建設に要する費用のすべてを国庫、県費と一般村費や借入金のみによって賄うとすれば、下水道未整備地域の住民も一様にこれを負担することになり、負担の公平を欠くこととなります。したがって、「負担の公平の原則から受益者に事業費の一部を負担していただく」こととなります。

2. 受益者負担金を納めていただく根拠は

地方自治法第 224 条に基づき、白川村下水道事業受益者負担金徴収条例により受益者の方に納めていただきます。

3. 受益者とは

事業により築造される公共下水道排水区域内において、事業施設により特に利益を受ける者のうち、事業排水区域内に存する下水道施設を利用して下水を排除する建築物の所有者をいいます。

4. 分担金の種類

区 分	規 模 (収容人数及び雇用人数)	金 額 (円)
(1) 一般家庭		250,000
(2) 営業用 (民宿・旅館)	20人未満	350,000
	40人未満	450,000
	60人未満	550,000 基本額
(3) 営業用 (飲食店・仕出し店等)	30人未満	350,000
	50人未満	400,000
	100人未満	450,000
	200人未満	550,000
(4) 業務用 (官公署・学校・観光施設・事業所・その他団体施設)	300人未満	650,000 基本額
	10人未満	300,000
	30人未満	350,000
	50人未満	400,000
	100人未満	450,000 基本額

備考

● (2) 営業用は、基本額に「20人単位」増すごとに10万円加算した金額とする。

● (3) 営業用、(4) 業務用は、それぞれ基本額に「100人単位」増すごとに10万円加算し金額とする。

● 各地区の公民館の分担金については、地区の戸数に3,000円/戸当りを乗じて得た金額とする。

5. 受益者の申告について

この制度は、下水道の整備を進めていくうえで、公平に運用するために受益者を確認し、受益者が自ら申告をする方法をとっています。分担金の賦課が公告された区域内的の受益者は、住所、氏名その他必要な事項を「下水道事業受益者申告書」により申告をしていただきます。

6. 分担金の徴収時期及び方法

分担金の徴収時期は、供用開始を予定する年度の当初から3年間で12回（1年4回）に分けて納めていただきます。ただし、受益者の申し出により、3年分まとめて一括納付することができます。

分担金の納期	第1期 6月1日から同月25日まで
	第2期 9月1日から同月25日まで
	第3期 11月1日から同月25日まで
	第4期 翌年2月1日から同月25日まで

(一括納付報奨金) 初年度は第1期の納期に分担金の金額を納付したときは、分担金の額に10%を乗じて得た金額を報奨金として交付します。

<納付例>一般家庭の分担金250千円の場合

	初年度	2年目	3年目
1期	21,200円	20,800円	20,800円
2期	20,800円	20,800円	20,800円
3期	20,800円	20,800円	20,800円
4期	20,800円	20,800円	20,800円

以上の納付方法となります。ただし、一括納付した場合は報奨金として25,000が交付されます。

7. 分担金の減免について

次に該当する受益者については減免される音になりますのでご相談ください。

- (1) 公の生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者。
- (2) 前号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる受益者。

8. 分担金の徴収猶予について

受益者が災害、その他の事由により分担金を納めていただくことが困難と認められる場合は、申請により徴収が猶予されます。

